

一 法第十四条第一項第一号に規定する指導又は助言を行つた年月日、相手方及びその内容
二 法第十四条第一項第二号に規定する事実関係の調査の結果

3 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録送信適正化機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面及び出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

4 登録送信適正化機関は、法第二十六条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を指導若しくは助言を行つた日又は調査を終了した日から三年間保存しなければならない。

5 附則（平成二四年六月二十五日内閣府・総務省令第一号）

この命令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

6 附則（令和元年六月二十五日内閣府・総務省令第五号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

7 附則（平成一七年一〇月二六日総務省令第一四八号）抄

この省令は、法の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

8 附則（平成一七年一〇月二六日総務省令第一四八号）抄

この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十六号）の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。

9 附則（平成一七年一〇月二六日総務省令第一四八号）抄

この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十六号）の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。

10 附則（平成二〇年一一月一四日総務省令第一二一號）抄

この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十四号）の施行の日（平成二〇年十二月一日）から施行する。

11 附則（平成二〇年一一月一八日総務省令第一二六號）抄

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

12 附則（平成二一年八月二八日内閣府・総務省令第二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

付録様式二（第十条第4項関係）

申出書	年	月	日
総務大臣又は消費者庁長官	郵便番号		
（ふりがな）	（ふりがな）		
（姓）	（姓）		
（名）	（名）		
記			
1. 申出対象の送信者又は通信委託者に関する事項			
2. 申出に係る特定電子メール又は通信情報を含む電子メールの受信に係る通信末端装置の映像面に表示された事項			
3. 申出の理由			
4. その他参考となる事項			

申出書	年	月	日
総務大臣	郵便番号		
（ふりがな）	（ふりがな）		
（姓）	（姓）		
（名）	（名）		
記			
1. 申出対象の送信者又は通信委託者に関する事項			
2. 申出に係る特定電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信の状況に関する事項			
3. 申出の理由			
4. その他参考となる事項			

この命令は、消費労働省及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則（平成二四年六月二十五日内閣府・総務省令第一号）

この命令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（令和元年六月二十五日内閣府・総務省令第五号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（平成二〇年一二月一〇日内閣府・総務省令第一〇号）

この命令は、令和二年一二月十五日から施行する。

附則（令和二年一二月一〇日内閣府・総務省令第一〇号）

この命令は、令和二年一二月十五日から施行する。

附則（平成一七年一〇月二六日総務省令第一四八号）抄

この省令は、法の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月二六日総務省令第一四八号）抄

この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十六号）の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月二六日総務省令第一四八号）抄

この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十六号）の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。

附則（平成二〇年一一月一四日総務省令第一二一號）抄

この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十四号）の施行の日（平成二〇年十二月一日）から施行する。

附則（平成二〇年一一月一八日総務省令第一二六號）抄

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二一年八月二八日内閣府・総務省令第二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。